

○牧之原市工事費内訳書取扱要領

平成27年4月1日

告示第89号

改正 平成28年9月30日告示第154号

平成29年12月28日告示第177号

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市が発注する建設工事に係る入札について、入札における不正行為及びダンピング受注の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する案件については、内訳書（別記様式）の提出を求めるものとする。ただし、第1号に規定する案件については、牧之原市制限付き一般競争入札実施要領（平成17年牧之原市告示第94号）第13条第2項に規定する様式第8号を使用するものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札で執行する案件
- (2) 格付公募型一般競争入札で執行する案件
- (3) 総合評価競争入札で執行する案件
- (4) 指名競争入札で執行する案件
- (5) 随意契約で管理情報課長が執行する案件

(提出時期)

第3条 内訳書は、1回目の入札時に入札書と一緒に提出するものとする。

(内訳書及び入札の取扱い)

第4条 内訳書及び入札の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 内訳書が別表中のいずれかに該当する場合については、牧之原市建設工事競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）の規定により、指示した条件に違反して入札した者の入札として、無効として取り扱うものとする。
- (2) 内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (3) 内訳書は、返却しない。
- (4) 内訳書に誤字、脱字等の軽微な不備がある場合は、入札心得の規定にかかわらず、無効としないことができる。
- (5) 内訳書の確認の結果、次のいずれかに該当する場合は、談合の疑義があるものとして牧之原市談合情報対応マニュアルにより対応するものとする。
 - ア 他の業者の内訳書が添付されたもの
 - イ 手書きで筆跡が同一と判断されるもの
 - ウ その他談合が推測される記載・入力等があるもの

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日告示第154号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日告示第177号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(電子入札によるものにあつては押印省略可)

- 1 入札番号又は見積番号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 工 事 費 内 訳

内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
直接工事費	円
共通仮設費	円
純工事費	円
現場管理費	円
工事原価	円
一般管理費	円
工事価格	円

※ 4の内訳欄は、適宜該当する工種を記載してください。

別記様式（第2条関係）